

浜町こども園 重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人ときわ福祉会
事業者の所在地	群馬県太田市浜町25番地4号
事業者の連絡先	0276-45-2809
代表者氏名	理事長 常見 憲男

(2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	浜町こども園							
所在地	群馬県太田市浜町25番地4号							
連絡先	(電話番号) 0276-45-2809 (FAX番号) 0276-45-3113							
施設長氏名	園長 荒木 清							
開設年月日	2007年 4月 1日							
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	—人	—人	—人	3人	3人	3人	9人
	2号・3号	13人	17人	20人	17人	17人	16人	100人
	合計	13人	17人	20人	20人	20人	19人	109人
当園の基本理念・方針		利用する乳児及び幼児（以下「園児」という。）への教育・保育の一体的な提供を通して、その心身の健やかな育成に最もふさわしい生活の場を提供する。 当園の教育・保育の理念 （安全）子どもの健康と安全を第一に考えた教育・保育を行う。 （安心）人間形成の大切な時期に長時間過ごす場所として、子どもが心身ともに安心できる環境を提供する。 （親切）保護者一人一人のニーズに応じたきめ細かな保育メニューを提供する。						

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	2582 m ²
	園庭	847 m ²
園舎	構造	(鉄骨造 2階建て)
	延べ	1607 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	ひよこ組
ほふく室	2 室	あひる組
保育室	4 室	りす組：2歳児クラス、うさぎ組：3歳児クラス、 ぱんだ組：4歳児クラス、きりん組5歳児クラス)
遊戯室等	2 室	遊戯室、ランチルーム
調理室	1 室	
事務室・医務室	1 室	
子育て支援センター	1 室	

(5) 職員体制

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人		
主幹保育教諭	2 人	2 人		
保育教諭	18人以上	15人以上	3人以上	
事務職員	1 人		1 人	
栄養士	2 人	2 人		
調理員	2 人		2 人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	10時00分～14時00分（4時間）
居残り保育	保育時間	朝：8時30分～10時00分 夕：14時00分～16時30分
休業日	日曜日・土曜日・祝日	
	年末・年始（12月29～翌年1月3日）	
	学年始休業 4月1日～入園式の日まで	
	学年末休業 卒園式の日～3月31日	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7時00分～18時00分（11時間）
	保育短時間	8時30分～16時30分（8時間）
延長保育	保育標準時間	18時00分～18時50分

	保育短時間	7時00分～8時30分 16時30分～18時45分
開所時間	月～金曜日	7時00分～18時45分
	土曜日	7時00分～18時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

（７）利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
実費徴収	副食費（１、２号認定児）	1月当たり	5000円
	教材費、月間絵本代、親子遠足料金		
延長保育利用料		15分あたり	50円

（８）支払方法

銀行口座引き落とし、現金集金

（９）提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。 「健康で明るくのびのびとした子供の育成」を保育目標に ・明るく元気な子・思いやりのある子・心豊かでのびのびと表現できる子 として育つように毎日の保育メニューを提供します。

（１０）利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【１号認定子ども】 先着順（抽選、面接等）により選考する。兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる 【２号・３号認定子ども】 市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	１号・２号・３号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） 保護者から退園の申出があったとき 利用継続が不可能であると市が認めたとき その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

(1 1) 学校医・嘱託医

医療機関の名称	小島医院
医院長名	小島 彰
所在地	太田市熊野町 8 - 9
電話番号	0 2 7 6 - 2 5 - 0 3 7 8

(1 2) 学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	さいとう歯科医院
医院長名	斎藤ちひろ
所在地	太田市浜町 1 2 - 9
電話番号	0 2 7 6 - 4 5 - 3 2 6 6

(1 3) 緊急時における対応方法

(緊急時の対応方法を記載。)	
・ 保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じる。	
・ 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、太田市、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。	

(1 4) 非常災害対策

防火管理者※	施設長 荒木清
避難訓練	避難・消化訓練を月 1 回実施。総合避難訓練を年 2 回実施
防災設備	消火器、誘導灯、自動火災報知器、非常用電源、カーテン等の防災処理 等
避難場所	園庭、天神公園
緊急時の連絡手段	電話、保育アプリ 等

(1 5) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	大塚弘美	主幹保育教諭
相談・苦情解決責任者	荒木清	園長
第三者委員	鹿沼 優	4 5 - 8 6 4 0 元浜町 2 区区長
	武笠敏郎	4 5 - 8 6 4 0 前浜町 2 区区長

【要望・苦情等への対応方法】

苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行うものとする。
--

(1 6) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育園児団体傷害保険、スポーツ振興センター
保険の内容	損害賠償保険、医療費見舞金

(1 7) 個人情報の取り扱い

- 1 当園の職員は、業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持する。
- 2 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- 3 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(1 8) 虐待の防止のための措置

子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、市町村・児童相談所等適切な機関に通告する。

(1 9) その他保護者に説明すべき事項

保育料、その他利用料等を3か月以上滞納し、再三の請求に応じない場合は利用契約を破棄する場合がある。